

職員の懲戒処分について（平成30年5月教育委員会議定例会）（議案第6・7号関係）

No.	No.1	No.2
処分年月日	平成30年5月14日	平成30年5月14日
処分の種類	戒告	戒告
処分の理由	信号無視（赤色等）（軽傷事故）	横断歩行者等妨害等（軽傷事故）
	<p>（事件・事故の概要） 被処分者は、平成28年12月28日（水）午後2時20分頃、普通乗用自動車を運転し、盛岡市羽場付近を湯沢方面に向かい走行中、前方の道路状況を確認しないまま赤色信号を看過して、交差点に進入し、左方から青色信号に従って進行してきた普通乗用自動車に衝突し、相手方に加療約3週間を要する外傷性頸部症候群等の傷害を負わせた。</p>	<p>（事件・事故の概要） 被処分者は、平成29年8月23日（水）午後7時30分頃、普通乗用自動車を運転し、盛岡市本町通三丁目の信号機のある交差点を中央通方面に向かい右折進行するに当たり、横断歩行者の有無及びその安全確認が不十分のまま進行し、横断歩行中の被害者に衝突し、転倒させ、加療約4週間を要する尾骨骨折の傷害を負わせた。</p>
事実発生日	平成28年12月28日（水）	平成29年8月23日（水）
被処分者の年齢	30歳代	55歳
被処分者の性別	女性	男性
被処分者の所属	中学校	中学校
被処分者の職	教諭	教諭
備考	中部教育事務所管内	盛岡教育事務所管内

【教職員課 小中学校人事担当（内6128）】

職員の懲戒処分について（平成30年5月教育委員会議定例会）（議案第8号関係）

No.	No.3	
処分年月日	平成30年5月14日	
処分の種類	戒告	
処分の理由	交差点安全進行義務違反（軽傷事故）	
	<p>（事件・事故の概要） 被処分者は、平成29年7月20日（木）午前10時35分頃、公務で普通乗用自動車を運転し、秋田県仙北市角館町の信号機のない交差点で、一時停止後、右折進行するに当たり、自動車運転上の注意義務を怠ったことにより、右方から進行してきた普通乗用自動車に衝突し、相手方に加療約29日間を要する胸部打撲傷の傷害を負わせた。</p>	
事実発生日	平成29年7月20日（木）	
被処分者の年齢	20歳代	
被処分者の性別	男性	
被処分者の所属	県立高等学校	
被処分者の職	教諭	
備考	県南教育事務所管内	

【教職員課 県立学校人事担当（内6130）】